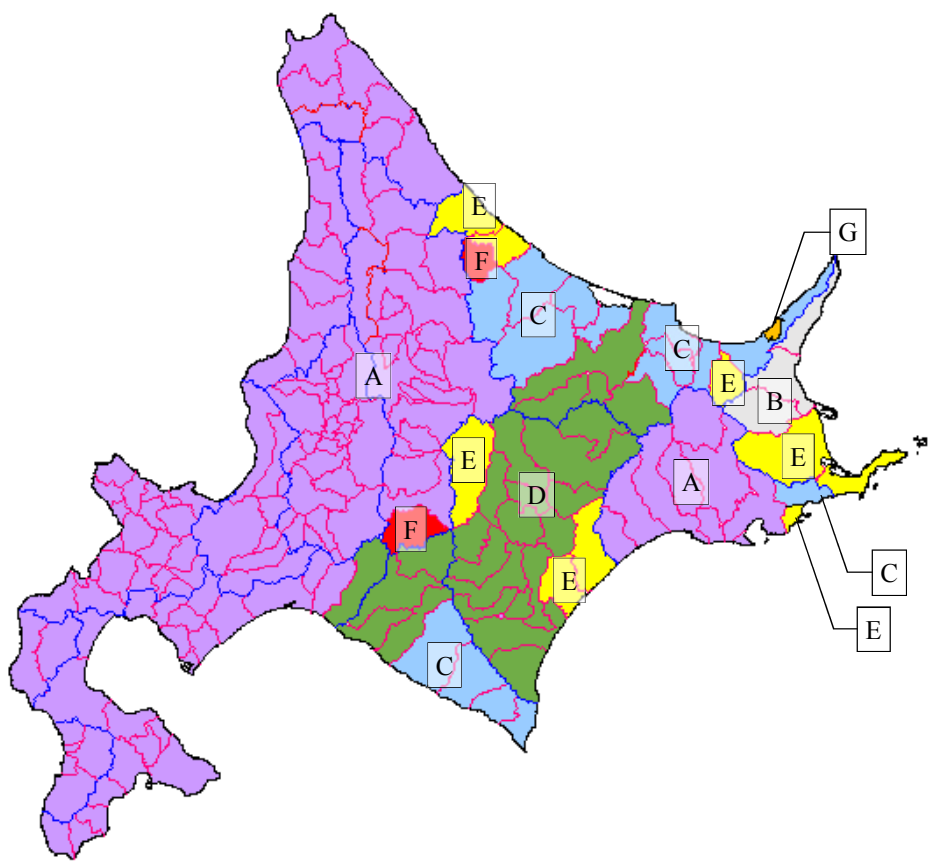
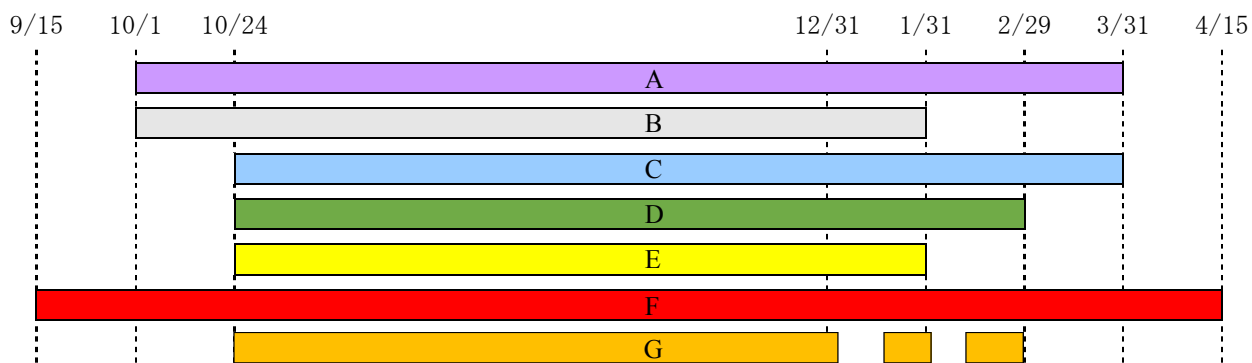


【平成 27 年度エゾシカ可猟区域（別図 1）】

地域区分	市町村等	可猟期間	別図	一人1日当たり捕獲可能頭数	概 要
東部地域 50市町村	釧路総合振興局管内（下記の市町村を除く。）	10月1日から3月31日	A	メスジカ 捕獲制限なし	狩猟開始日 10月1日から（一部地域を除く。） 捕獲可能頭数 平成26年度の緩和を継続
	中標津町、標津町、羅臼町	10月1日から1月31日	B	オスジカ 捕獲制限なし	
	オホーツク総合振興局管内（下記の市町村を除く。）、浜中町（一部を除く。）	10月24日から3月31日	C	ただし、12月1日以降の銃猟については、1頭	
	北見市、津別町、訓子府町、置戸町、十勝総合振興局管内（下記の市町村を除く。）	10月24日から2月29日	D		
	清里町、興部町、西興部村（猟区を除く。）、雄武町、新得町、豊頃町、浦幌町、浜中町（一部）、根室市、別海町	10月24日から1月31日	E		
	西興部村（猟区）	9月15日から4月15日	F		
	斜里町（一部）	別図2のとおり	G		
西部地域 88市町村	空知、石狩、胆振（むかわ町を除く。）、上川（占冠村猟区を除く。）、留萌、宗谷の総合振興局又は振興局管内	10月1日から3月31日	A		
	浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町	10月24日から3月31日	C		
	むかわ町、日高町、平取町、新冠町	10月24日から2月29日	D		
	占冠村猟区	9月15日から4月15日	F		
南部地域 37市町村	後志、檜山、渡島の総合振興局又は振興局管内	10月1日から3月31日	A		
合計	14総合振興局又は振興局 175市町村				

平成 27 年度エゾシカ可猟区域

[illegible]

平成 27 年度斜里町における可猟区域

